

増 毛 町

第 7 期

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・  
介 護 保 険 事 業 支 援 計 画

【平成30年度～平成32年度】

平成30年3月

増 毛 町

# 目 次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> . . . . .	<b>3</b>
1. 計画策定の趣旨 . . . . .	3
2. 計画の位置づけ . . . . .	3
3. 計画の期間と計画作成の時期 . . . . .	4
4. 計画策定の方法 . . . . .	4
(1) 計画の策定 . . . . .	4
(2) 計画策定の体制 . . . . .	4
5. 地域包括ケアシステムの姿 . . . . .	5
(1) 地域包括ケアシステム . . . . .	5
(2) 医療計画等との整合性の確保 . . . . .	6
6. 制度改正の概要 . . . . .	7
(1) 保険料軽減の強化 . . . . .	7
(2) 居宅介護支援事業者の指定・監督権限の移譲 . . . . .	7
(3) 要介護認定更新有効期間の見直し . . . . .	7
(4) 利用者負担の見直し . . . . .	7
(5) 福祉用具貸与における上限額の設定 . . . . .	7
7. 日常生活圏域の設定 . . . . .	7
<b>第2章 高齢者の現状分析</b> . . . . .	<b>8</b>
1. 人口等の動向 . . . . .	8
(1) 人口・世帯数等の推移 . . . . .	8
(2) 人口構成の推移 . . . . .	8
(3) 高齢者人口等の推移 . . . . .	10
2. 介護保険事業の実施状況 . . . . .	11
(1) 認定者数等の状況 . . . . .	11
(2) サービス基盤の状況 . . . . .	13
(3) 各サービスの進捗率 . . . . .	14
(4) 総給付費の状況 . . . . .	15
3. 介護予防事業の状況 . . . . .	16
(1) 二次予防事業 . . . . .	16
(2) 一次予防事業 . . . . .	16
4. 地域包括支援センターの状況 . . . . .	16
(1) 包括的支援事業 . . . . .	16
5. 福祉サービスの利用状況 . . . . .	18
(1) 在宅福祉サービス . . . . .	18
(2) 高齢者の生きがい支援活動 . . . . .	19
(3) 施設サービス . . . . .	19
<b>第3章 計画策定の基本的な考え方</b> . . . . .	<b>20</b>
1. 計画の基本的理念 . . . . .	20
2. 計画の基本的方針 . . . . .	21
(1) 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援 . . . . .	21

(2) 生きがいつくりと社会参加の推進	23
(3) 自立生活への支援の充実	25
(4) 医療・介護連携の推進	27
(5) 認知症本人とその家族のサポート体制の整備	28
(6) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護	29
(7) 介護保険施設等の整備や住まいの充実	30
(8) 福祉・介護人材の確保と育成	31
<b>第4章 介護保険制度運営の適正化</b>	<b>32</b>
1. 介護給付適正化事業の推進	32
2. 介護給付適正化事業	32
(1) 要介護認定の適正化	32
(2) ケアプランの点検	32
(3) 住宅改修等の点検	32
(4) 医療情報との突合・縦覧点検	33
<b>第5章 介護保険事業の見込み</b>	<b>34</b>
1. 保険料算定の流れ	34
2. 将来推計	35
(1) 被保険者数の推計	35
(2) 認定者数の推計	36
3. 介護保険事業の見込み	38
(1) サービス利用者数の推計	38
4. サービス供給量の推計	39
(1) 各サービスの実績と見込み	39
(2) サービス見込み量と給付費の推計	49
5. 保険料の推計	52
(1) 標準給付費の見込み額	52
(2) 地域支援事業費の見込み額	53
(3) 保険料収納必要額の推計	53
(4) 所得段階別被保険者数の推計	54
(5) 保険料基準額の算定	54
(6) 所得段階別保険料	55
<b>第6章 計画の推進に向けて</b>	<b>56</b>
1. 計画の推進方策	56
2. 計画の進行管理	57
3. 指標の設定について	58

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、健康づくりや寝たきり予防などの施策の充実を図り、たとえ介護が必要とする状態になっても、必要なサービスを利用し、地域でできる限り自立した日常生活を送ることができるよう、保健、医療、福祉サービスが総合的・一体的に提供され、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年度から施行されました。

増毛町では、平成27年3月に「第6期 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、『健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり』を基本理念として、生涯に渡って生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めています。

平成28年度版高齢者白書によると、日本の65歳以上の高齢者人口は、団塊の世代が65歳以上となった平成27年に3,392万人となり、団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年には3,657万人に達すると見込まれています。その後も高齢者人口は増加を続け、平成54（2042）年に3,878万人でピークを迎え、その後は減少に転じると推計されています。総人口が減少する中で高齢者が増加することにより、平成27年には26.6%であった総人口に占める高齢者の割合（高齢化率）は上昇を続け、平成47（2035）年には33.4%となり、国民の3人に1人が高齢者となると推計されており、医療や介護ニーズが増大する中で、現在の介護保険サービス水準を維持した場合、介護保険料、介護給付費は共に上昇していくことが予測されています。

本計画は、団塊の世代が後期高齢期に入る平成37（2025）年を見据え、さらには、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる平成54（2042）年に向けて、介護保険制度改革に伴い定められた国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、第6期計画から続く地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを行うことを目的として策定するものです。

## 2. 計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

増毛町の高齢者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築をめざし、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めます。

### 3. 計画の期間と計画作成の時期

介護保険法第107条第1項の規定に基づき、本計画は平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である平成32年度に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
第6期計画								
29年度中に見直し 次期計画を策定			第7期計画					
			32年度中に見直し 次期計画を策定			第8期計画		

### 4. 計画策定の方法

#### (1) 計画の策定

本計画の策定にあたっては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の担当部門である福祉厚生課・地域包括支援センターを中心として、計画の評価及び見直しを行うとともに、町民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者（第1号及び第2号被保険者）等の構成による「増毛町介護保険運営協議会」において計画内容の審議を行いました。

#### (2) 計画策定の体制

本町は、計画策定委員を兼ねる増毛町介護保険運営協議会の意見を踏まえ、計画を決定します。増毛町介護保険運営協議会は、町の諮問を受けて計画策定（見直し）とともに、計画の推進にかかる調査及び審議を行い、運営は福祉厚生課が行います。

## 5. 地域包括ケアシステムの姿

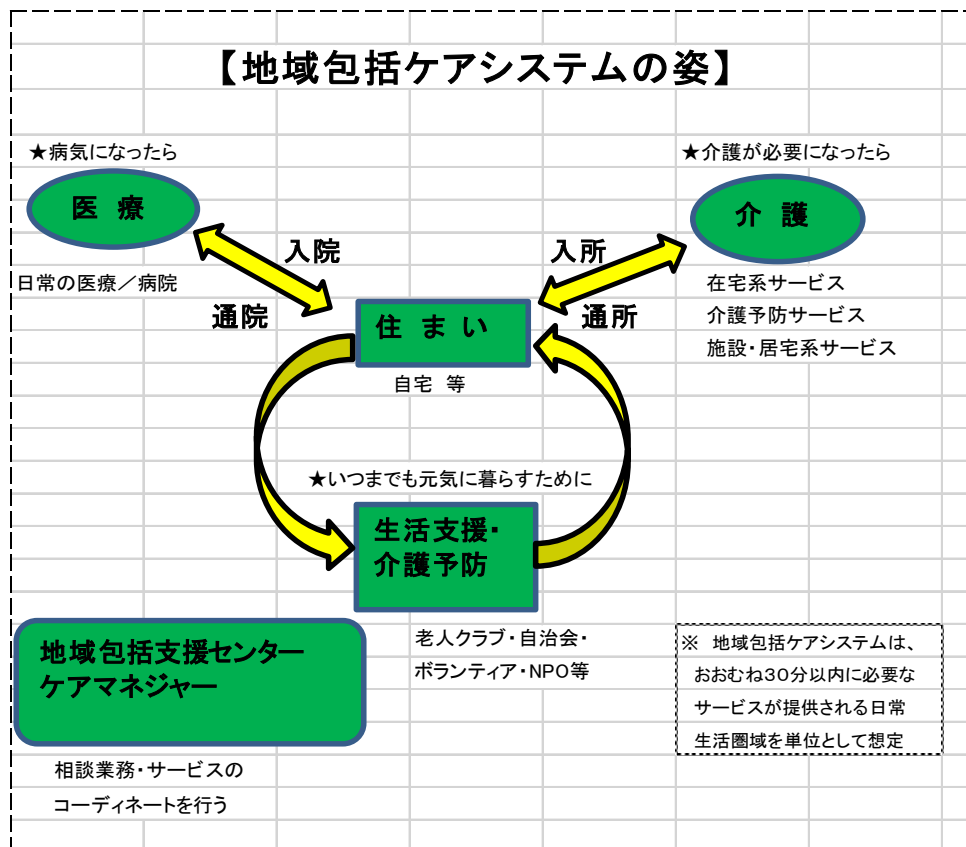
### (1) 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」などのサービスが一体的に切れ目なく提供される体制をいいます。

高齢化が進展する中、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態又は要支援状態になることを未然に防ぐ予防、要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するための取組を進めることが必要となります。

自立支援・介護予防に関する普及・啓発、地域ケア会議の多職種連携による取組の推進、地域包括支援センターの強化、本町独自の施策である健康寿命延伸事業など、地域の実態や状況に応じて様々な取り組みを推進していきます。特に、高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム、フレイルなど）等の対策は、機能回復訓練だけではなく、生活機能全体の向上にも寄与するものであり、活動的で生きがいを持てる地域づくりにつながるものです。

高齢者の自立支援に資する取り組みを推進することで、要介護状態等になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指していきます。



## (2) 医療計画等との整合性の確保

平成30年度以降、市町村が策定する「高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画」、北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」及び医療計画（医療法第30条の4第1項に規定する医療計画をいう。以下同じ。）の作成・見直しが同時にスタートします。

病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、計画の整合性を図っていきます。

北海道の地域医療構想（医療法第30条の4第2項第7号に規定する将来の医療提供体制に関する構想をいう。以下同じ。）も踏まえつつ、必要な事項についての協議を行いながら、より緊密に連携を図り、計画の整合性を確保することとします。

## 6. 制度改正の概要

第7期の介護保険制度改正では、団塊の世代が75歳に到達する平成37年（2025年）を見据えて、介護保険制度の持続可能性の確保を基本的考え方とし、以下のような改正が行われています。

### （1）保険料軽減の強化

平成27年度より、保険料の負担を分ける所得区分のうち住民税非課税世帯について所得区分が細分化され、保険料の負担割合の軽減が図られています。平成31年10月に消費税率が10%への引き上げ行われる際には、住民税非課税者へ対象者を拡大し完全実施が行われる予定です。

### （2）居宅介護支援事業者の指定・監督権限の移譲

平成30年4月より、町内の居宅介護支援事業所の指定・監督権限について、都道府県から市町村へ移譲されます。

### （3）要介護認定更新有効期間の見直し

平成30年4月より、介護認定者の状態が安定している者の有効期間の上限について、現行の24ヶ月から36ヶ月に延長することが可能となります。

### （4）利用者負担の見直し

平成30年8月より、現行の2割負担者のうち、特に所得の高い層の負担割合が3割に引き上げられます。

### （5）福祉用具貸与における上限額の設定

平成30年10月より、福祉用具の全国平均貸与価格が公表され、上限価格の設定が行われます。

## 7. 日常生活圏域の設定

「地域包括ケア」の実現のために、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位を「日常生活圏域」といいます。「日常生活圏域」については、地域密着型サービスを可能な限り均一に提供できるよう、地理的条件、人口、交通事情、介護施設の整備状況等の条件を総合的に勘案し設定することとされており、概ね30分以内で活動できる範囲が想定されています。

平成30年度からの本計画において、増毛町は地域の特性や人口規模等の諸条件を総合的に勘案した結果、町全域での一体的な取組を基本として推進するため、引き続き、町全域を1つの日常生活圏域として設定しました。

地域包括支援センターを中心に、地域の施設及び関係団体との連携を図り、元気な高齢者、総合事業対象者、要支援者への介護予防事業から、要介護高齢者に対す



る介護サービスまで、幅広い支援体制を構築します。

## 第2章 高齢者の現状分析

### 1. 人口等の動向

#### (1) 人口・世帯数等の推移

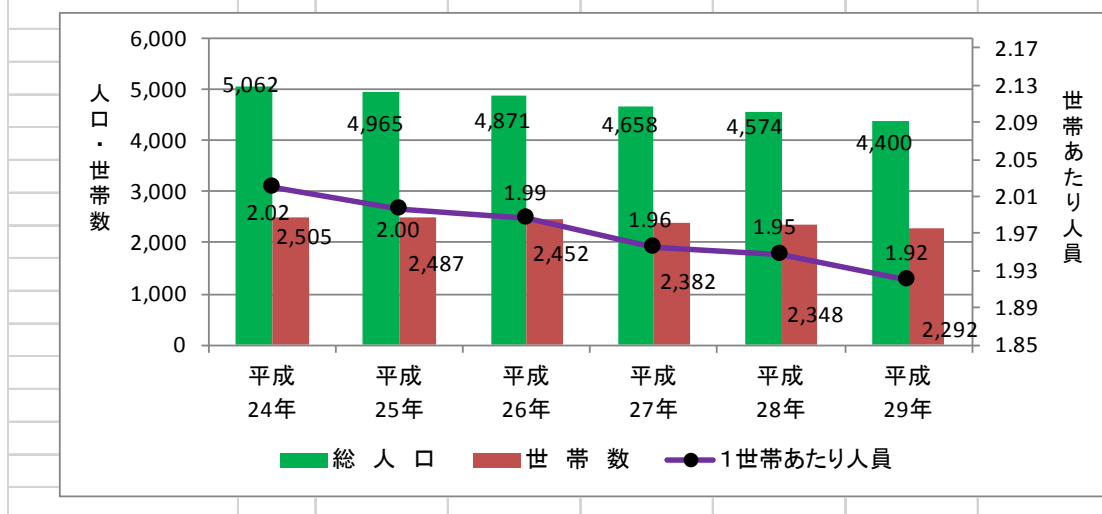
増毛町の人口は減少傾向にあり、平成24年の住民基本台帳人口（9月末現在）では5,062人でしたが、平成29年には4,400人で、662人の減少となっています。

また、世帯数も減少傾向にあり、平成29年には2,292世帯（9月末現在）となっています。一世帯あたり人員は、ゆるやかに減少を続け、平成29年には1.92人となっています。

●人口・世帯数等の推移		(単位:人、世帯)					
区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	人	5,062	4,965	4,871	4,658	4,574	4,400
世帯数	世帯	2,505	2,487	2,452	2,382	2,348	2,292
1世帯あたり人員	人員	2.02	2.00	1.99	1.96	1.95	1.92

※住民基本台帳各年9月末より

【人口・世帯数等の推移】



#### (2) 人口構成の推移

増毛町の平成29年の人口構成比は、「0～14歳」は8.6%、「15～64歳」は46.8%、「65歳以上」は44.5%となっており、全国と比べると、高齢化率は非常に高く、生産年齢人口や年少人口の割合が低い状況となっています。

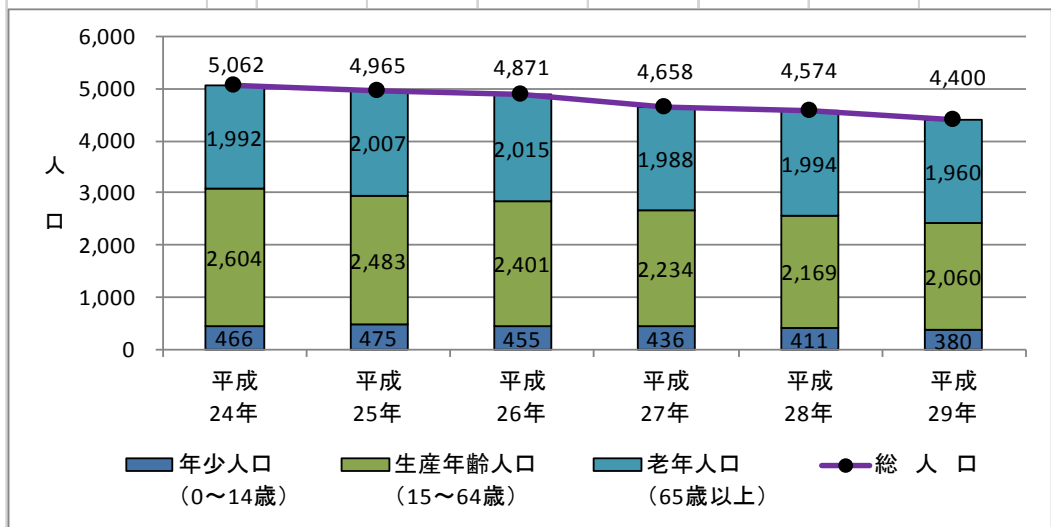
増毛町の高齢化率は、平成25年には40%を超え、平成30年度には44.6%に達する見込ですが、その後は少しずつ減少に転ずる見込です。

●年齢3階層人口構成の推移

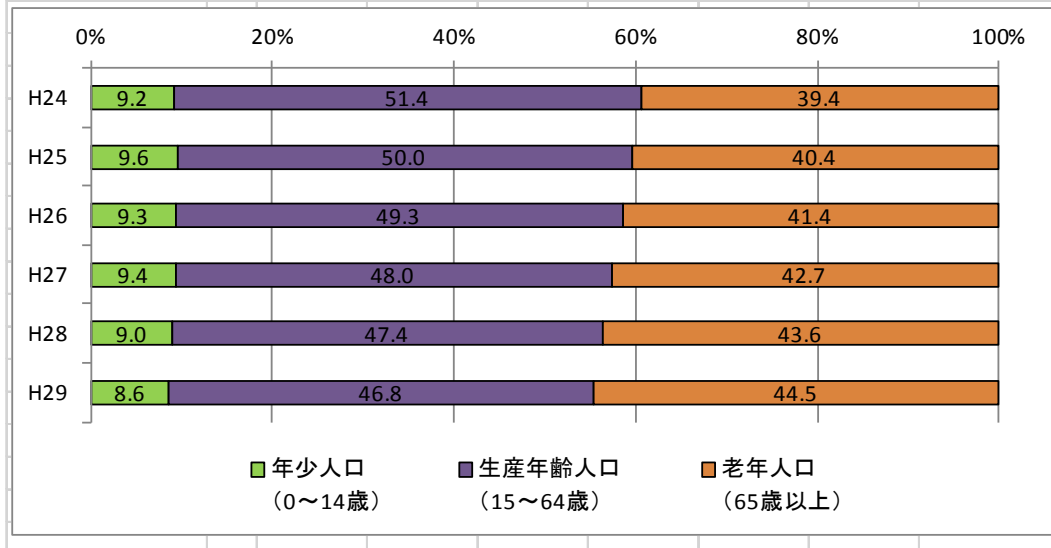
区 分		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成29年 (全国)
年少人口 (0～14歳)	人	466	475	455	436	411	380	12.6
	%	9.2	9.6	9.3	9.4	9.0	8.6	
生産年齢人口 (15～64歳)	人	2,604	2,483	2,401	2,234	2,169	2,060	60.6
	%	51.4	50.0	49.3	48.0	47.4	46.8	
老年人口 (65歳以上)	人	1,992	2,007	2,015	1,988	1,994	1,960	26.8
	%	39.4	40.4	41.4	42.7	43.6	44.5	
総人口	人	5,062	4,965	4,871	4,658	4,574	4,400	100.0
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

※資料:住民基本台帳各年9月末、全国は平成29年1月1日

【年齢3階層別人口の推移】



【年齢3階層別人口構成比の推移】



### (3) 高齢者人口等の推移

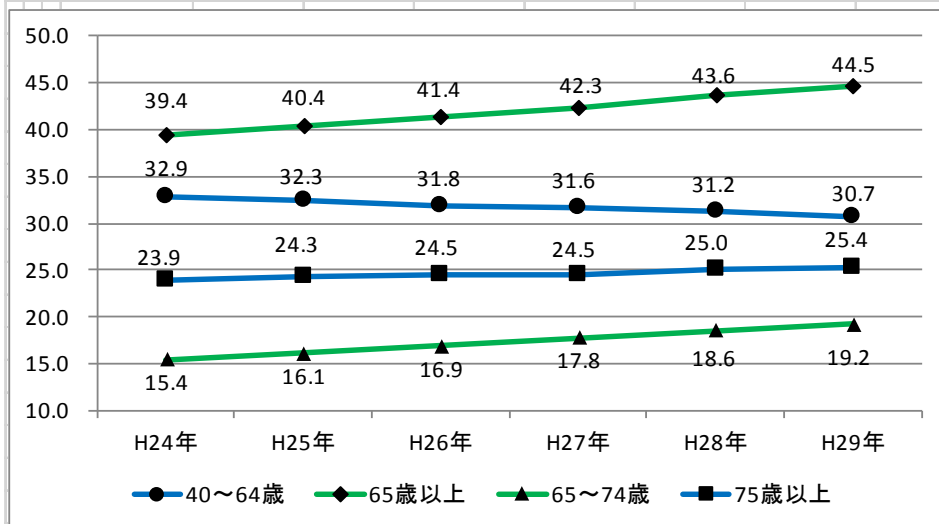
増毛町の40歳以上の人口についてみると、人数は減少していますが、総人口に占める割合は増加しています。また、65歳以上の高齢者は人数にそれほどの変化はありませんでしたが、平成29年度には減少しております。

平成23年度までは減少傾向が続いていた「65～74歳」の人口は、平成24年以降、割合が増加に転じ、「75歳以上」の人口も割合は増加傾向にあります。

区 分	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	北海道 (H29)	全国 (H29)
総人口	5,062	4,965	4,871	4,697	4,574	4,400		
40歳以上	3,656 72.2	3,613 72.8	3,566 73.2	3,473 73.9	3,422 74.8	3,311 75.3	63.8	60.3
40～64歳	1,664 32.9	1,606 32.3	1,551 31.8	1,485 31.6	1,428 31.2	1,351 30.7	34.2	33.5
65歳以上	1,992 39.4	2,007 40.4	2,015 41.4	1,988 42.3	1,994 43.6	1,960 44.5	29.6	26.8
65～74歳	782 15.4	800 16.1	822 16.9	835 17.8	849 18.6	844 19.2	15.0	13.7
75歳以上	1,210 23.9	1,207 24.3	1,193 24.5	1,153 24.5	1,145 25.0	1,116 25.4	14.6	13.1

※資料:住民基本台帳各年9月末、北海道及び全国は平成29年1月1日

【年齢3階層別人口構成比の推移】



## 2. 介護保険事業の実施状況

### (1) 認定者数等の状況

#### 1) 認定者数の状況

平成27～29年度の推移をみると、認定者数は増加傾向にあります。

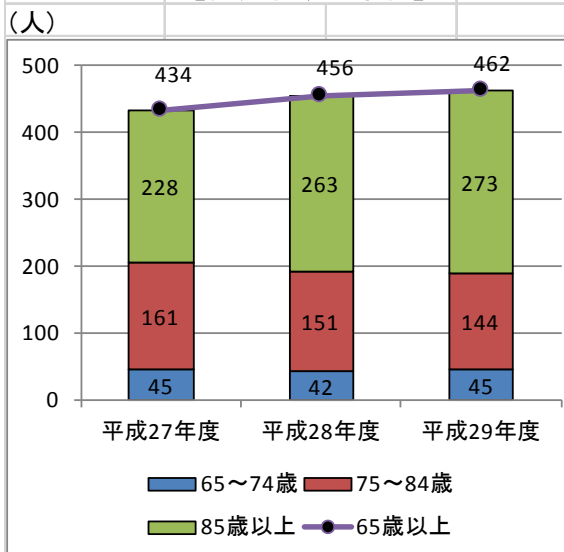
年齢階層別に認定率をみると、65～74歳までの前期高齢者では認定率は約5%ですが、75～84歳では約22%で推移しております。

平成25年度、平成26年度は約48%で推移していた85歳以上につきましては、平成27年度においては51.2%、平成28年度においては57.8%、平成29年度においては58.8%と増加傾向にあります。

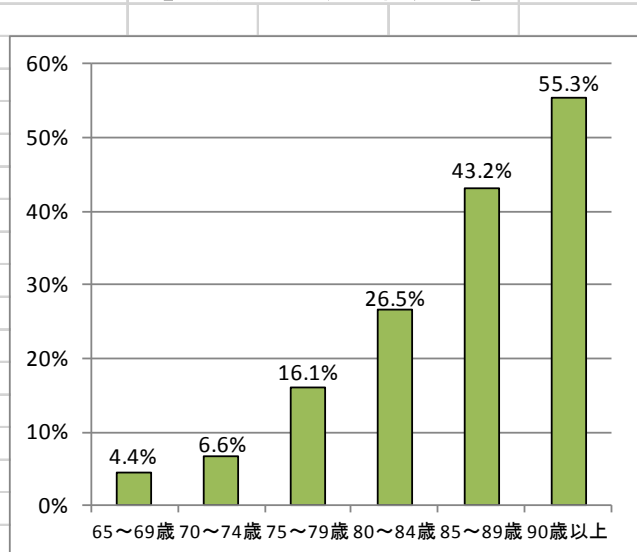
年齢が高くなるにつれて急激に認定率が高くなっている傾向があります。

●認定者等の状況		65歳以上				
		65～74歳	75～84歳	85歳以上	65歳以上	
被保険者数	平成27年度	832	703	445	1,980	
	平成28年度	846	694	455	1,995	
	平成29年度	848	659	464	1,971	
認定者数	平成27年度	45	161	228	434	
	平成28年度	42	151	263	456	※資料：介護保険事業状況報告月報
	平成29年度	45	144	273	462	(各年9月末)
認定率	平成27年度	5.4%	22.9%	51.2%	21.9%	
	平成28年度	5.0%	21.8%	57.8%	22.9%	※被保険者数は各年9月末現在の
	平成29年度	5.3%	21.9%	58.8%	23.4%	住民基本台帳人口

【認定者数の推移】



【平成29年9月末認定率】



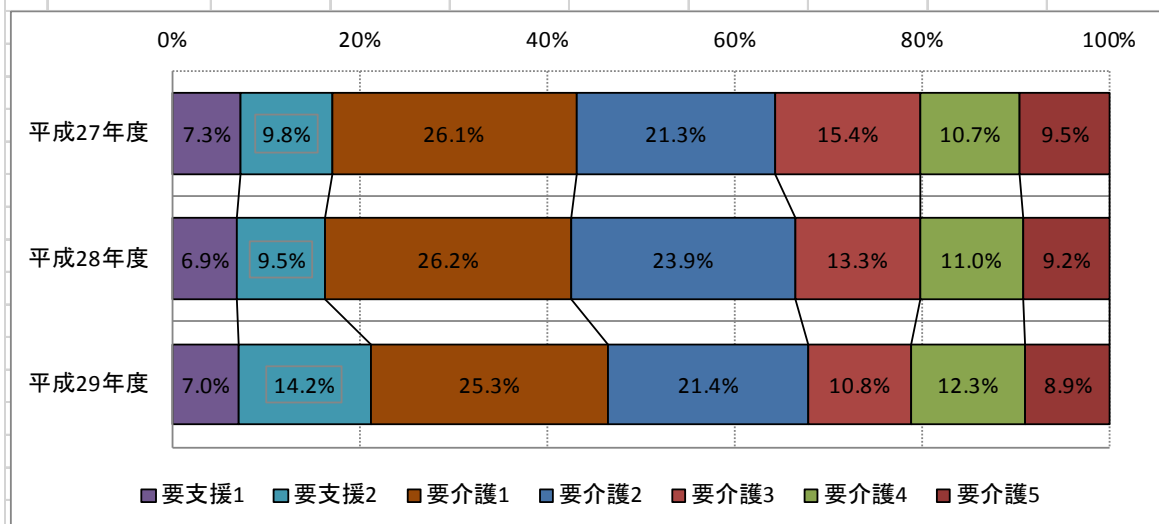
## 2) 認定者の要介護度の状況

平成27～29年度における認定者の要介護度の推移をみると、要支援2及び要介護4が増加しており、要介護1から要介護3の比率は全体の5割を超えています。

●要介護度別認定者数等の推移(第2号被保険者数を含む)									
区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	
認定者数	平成27年度	32	43	115	94	68	47	42	441
	平成28年度	32	44	122	111	62	51	43	465
	平成29年度	33	67	119	101	51	58	42	471
構成比	平成27年度	7.3%	9.8%	26.1%	21.3%	15.4%	10.7%	9.5%	100.0%
	平成28年度	6.9%	9.5%	26.2%	23.9%	13.3%	11.0%	9.2%	100.0%
	平成29年度	7.0%	14.2%	25.3%	21.4%	10.8%	12.3%	8.9%	100.0%

資料:介護保険事業状況報告月報(各年9月末)

### 【要介護度 構成割合】



## (2) サービス基盤の状況

増毛町では、訪問介護事業所3カ所、通所介護事業所2カ所（内1カ所休止中）、短期入所生活介護事業所1ヶ所、居宅介護支援事業所1カ所、認知症対応型共同生活介護事業所1カ所、介護老人福祉施設1ヶ所、特定施設入居者生活介護事業所2カ所、住宅型有料老人ホーム3カ所が介護サービスを提供しています。

訪問介護事業所	増毛町指定訪問介護事業所 【増毛町立明和園 内】
	横木介護サービス
	ヘルパーステーション 元気100才! 【(株)コンフォート】
通所介護事業所	増毛町デイサービスセンター <休止中> 【増毛町立明和園 内】
	ケアセンター ましけ〜る 【(株)萌福祉サービス】
短期入所生活介護事業所	特別養護老人ホーム 増毛町立明和園
居宅介護支援事業所	横木介護サービス居宅介護支援事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	グループホームあふんの里 【(有)横木介護サービス】
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 増毛町立明和園
特定施設入居者生活介護事業所	養護老人ホーム 増毛町立明和園
	さくら園ましけ 【(株)ファミリーケアサポート】
住宅型有料老人ホーム	グループハウス横木 【(有)横木介護サービス】
	くつろぎの家 【(有)横木介護サービス】
	住宅型有料老人ホーム 元気100才! 【(株)コンフォート】

### (3) 各サービスの進捗率

#### 1) 介護サービスの状況

要介護 1～5 を対象とする介護給付の給付費合計では、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画を上回る実績となりました。

居宅介護サービスは実績の合計が計画を上回り、特に「訪問介護」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」が2年連続して実績が伸びております。

地域密着型サービスの実績については、平成 27 年度は計画を下回っておりますが、平成 28 年度より開始した「地域密着型通所介護」が大幅に増加したこと等により、平成 28 年度は計画を上回る実績となりました。

施設サービスについては、ほぼ計画どおりの実績となっております。

介 護 サ ー ビ ス	(単位:千円)					
	平成27年度			平成28年度		
	計 画	実 績	進捗率	計 画	実 績	進捗率
訪問介護	119,135	146,757	123.2%	120,161	152,286	126.7%
訪問入浴介護	2,424	2,081	85.8%	2,508	1,774	70.7%
訪問看護	6,340	6,089	96.0%	7,208	7,172	99.5%
訪問リハビリテーション	1,152	695	60.3%	1,466	469	32.0%
居宅療養管理指導	986	1,969	199.7%	1,048	2,516	240.1%
通所介護	59,716	46,901	78.5%	67,880	44,253	65.2%
通所リハビリテーション	5,343	5,448	102.0%	5,596	5,376	96.1%
短期入所生活介護	4,096	8,067	196.9%	4,155	5,239	126.1%
短期入所療養介護	1,400	616	44.0%	1,400	1,039	74.2%
特定施設入居者生活介護	65,759	64,617	98.3%	67,386	63,689	94.5%
福祉用具貸与	7,113	8,310	116.8%	7,424	10,099	136.0%
福祉用具購入	998	763	76.5%	1,071	1,109	103.5%
住宅改修費	2,667	1,880	70.5%	2,877	1,071	37.2%
居宅介護支援	29,701	31,389	105.7%	32,336	31,389	97.1%
<b>居宅サービス 小計</b>	<b>306,830</b>	<b>325,582</b>	<b>106.1%</b>	<b>322,516</b>	<b>327,481</b>	<b>101.5%</b>
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	173	皆増	0	2,455	皆増
地域密着型通所介護	0	0	-----	0	2,958	皆増
認知症対応型通所介護	0	0	-----	0	871	皆増
小規模多機能型居宅介護	0	0	-----	0	804	皆増
認知症対応型共同生活介護	57,735	52,481	90.9%	58,803	62,800	106.8%
<b>地域密着型サービス 小計</b>	<b>57,735</b>	<b>52,654</b>	<b>91.2%</b>	<b>58,803</b>	<b>69,888</b>	<b>118.9%</b>
介護老人福祉施設	104,600	96,439	92.2%	104,398	99,317	95.1%
介護老人保健施設	58,529	73,015	124.8%	58,416	71,366	122.2%
介護療養型医療施設	22,990	9,618	41.8%	22,945	15,969	69.6%
<b>施設サービス小計</b>	<b>186,119</b>	<b>179,072</b>	<b>96.2%</b>	<b>185,759</b>	<b>186,652</b>	<b>100.5%</b>
<b>総 給 付 費</b>	<b>550,684</b>	<b>557,308</b>	<b>101.2%</b>	<b>567,078</b>	<b>584,021</b>	<b>103.0%</b>
				※資料:介護保険事業報告年報・月報		
				※進捗率:実績/計画値		



## 2) 予防サービスの状況

要支援 1～2 を対象とする予防給付では、総給付費をみると平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画を下回る実績となっています。

介護サービス別にみると、「特定施設入居者生活介護」が平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画を上回っている状況です。地域密着型サービスの実績は、ありませんでした。

予 防 サ ー ビ ス	(単位:千円)					
	平成27年度			平成28年度		
	計 画	実 績	進捗率	計 画	実 績	進捗率
訪問介護	4,109	3,397	82.7%	4,217	3,380	80.2%
訪問入浴介護	0	0	-----	0	0	-----
訪問看護	553	924	167.1%	678	820	120.9%
訪問リハビリテーション	0	0	-----	0	0	-----
居宅療養管理指導	0	148	皆増	0	253	皆増
通所介護	6,672	4,290	64.3%	6,881	3,009	43.7%
通所リハビリテーション	2,745	436	15.9%	2,923	373	12.8%
短期入所生活介護	0	0	-----	0	138	皆増
短期入所療養介護	0	0	-----	0	0	-----
特定施設入居者生活介護	4,348	4,715	108.4%	4,621	5,678	122.9%
福祉用具貸与	926	542	58.5%	980	528	53.9%
福祉用具購入	0	205	皆増	0	246	皆増
住宅改修費	0	1,099	皆増	0	544	皆増
居宅介護支援	2,692	1,843	68.5%	3,049	1,088	35.7%
<b>居宅サービス 小計</b>	<b>22,045</b>	<b>17,599</b>	<b>79.8%</b>	<b>23,349</b>	<b>16,057</b>	<b>68.8%</b>
認知症対応型共同生活介護	0	0	-----	0	0	-----
<b>地域密着型サービス 小計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>-----</b>
<b>総 給 付 費</b>	<b>22,045</b>	<b>17,599</b>	<b>79.8%</b>	<b>23,349</b>	<b>16,057</b>	<b>68.8%</b>
				※資料:介護保険事業報告年報・月報		
				※進捗率:実績/計画値		

## (4) 総給付費の状況

介護給付と予防給付の合計の総給付費は、平成 27 年度、平成 28 年度ともに上回っている状況です。平成 28 年度の実績は平成 27 年度と比較して 104.4%と伸びています。

●総給付費の推計結果の検証				(総給付費の単位:千円)			
	平成27年度			平成28年度			実績 対前年比
	計 画	実 績	進捗率	計 画	実 績	進捗率	
合 計	572,729	574,907	100.4%	590,427	600,078	101.6%	104.4%
	※総給付費は、「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」の合計で、高額介護サービス費等の費用は含んでいません。						

### 3. 介護予防事業の状況

#### (1) 二次予防事業

要介護状態・要支援状態のおそれがあると考えられる65歳以上の高齢者を対象として実施する事業です。高齢者の生活機能に関する状態のチェックや、要介護状態・要支援状態のおそれがある高齢者を対象に、「介護予防教室」を開催し生活機能向上を図る事業を行っています。

【介護予防教室 開催状況】						
項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
開催回数	回	12	12	12	12	10
参加延べ人数	名	377	264	263	230	209

#### (2) 一次予防事業

介護予防に向けた取組が主体的に実施されるような地域社会の構築を目指し、「介護予防教室」開催時に一般高齢者を対象に知識の普及・啓発や介護予防に資する活動の育成・支援を行っています。

また、地域住民グループ支援事業として、地域住民の主体的なふれあい・支え合いのまちづくりを目指して活動している「ゆうゆうマーシー」を支援しています。

【地域住民グループ支援事業(ゆうゆうマーシー)の利用状況】						
項目	単位	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
参加実人数	人	160	157	143	168	175
利用延べ人数	人	658	983	750	833	991

### 4. 地域包括支援センターの状況

地域包括支援センターは、地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、高齢者の総合相談窓口としての機能を持ちます。

また、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化するため「地域支援事業」を行っています。

#### (1) 包括的支援事業

##### 1) 介護予防ケアマネジメント業務

要支援1・要支援2に認定されている方に対するケアプランの作成やモニタリングなどを行っています。増毛町地域包括支援センターは介護保険法による「介護予防支援事業所」の指定を増毛町から受けて業務を実施しています。

##### 2) 総合相談支援業務

相談者がかかえている課題を総合的に分析し、制度の縦割りなどの弊害をなくして適切なサービスにつなげていきます。適切なサービスがない場合は、地域課題と

して解決していく役割を果たす業務を行っています。

### 3) 権利擁護業務

判断力の低下した高齢者の尊厳を守り適切なサービス利用や財産を守るため、「高齢者虐待」「消費者被害」「成年後見人制度」「日常生活自立支援事業」に関する業務を行っています。

### 4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護保険によるサービスや保険外のサービスなどを「包括的」に提供し、自立・要支援・要介護等どのようなレベルにおいても「継続的」に提供できるような仕組みをつくる業務を行っています。

- 地域ケア会議の実施
- 安否確認ネットワーク
- はいかい高齢者等 SOS システムの運営
- 居宅介護支援事業所への情報提供
- ケアマネジャー支援
- 福祉有償運送等運営協議会の開催運営

## 5. 福祉サービスの利用状況

### (1) 在宅福祉サービス

#### ●家族介護用品支給事業

在宅で重度の要介護者を介護する家族に対し、経済負担の軽減、自立の促進を目的として、在宅で介護を受けている非課税世帯の高齢者に対して、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤などの介護用品を支給しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
件数	9	8	9	9	10

#### ●日常生活用品貸与事業

歩行器や車いすなどの日常生活用品の試用目的のため、一時的に貸与することで適切な福祉用具の活用を図るために実施しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
延べ利用者数	27	36	26	10	7

#### ●配食サービス事業

ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯のほか、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認も行います。

週2回、町内のボランティアにより夕食のおかず4品程度を調理しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人	32	27	34	35	37
延べ食数	1,696	1,635	1,932	2,035	1,645

#### ●除雪サービス事業

在宅で非課税世帯の高齢者などを対象として、冬季の生活通路と緊急時の安全確保を行うため、除雪サービスを実施しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	199	117	118	107	54
申請人数	93	80	83	68	54
有償・実施回数	18	16	17	12	10
ボランティア数	17	15	16	11	8

※有償:有償ボランティア除雪制度

#### ●外出支援サービス事業【福祉バス】

公共交通機関による外出が困難な高齢者に対し、生きがい型デイサービスなどの在宅サービスや医療機関を利用する際に、移送用車両などを使用して送迎しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施回数	366	335	329	298	296
利用人数	1,764	1,461	1,218	1,430	1,664

●生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）

生活管理指導短期入所宿泊事業（ショートステイ）は、介護負担の軽減や本人の心身機能の向上といった介護予防に有効です。養護老人ホームの空室を利用し、一時的に宿泊し生活習慣などの指導を実施しています。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
利用実人数	0	0	0	0	0
利用延べ人数	0	0	0	0	0

(2) 高齢者の生きがい支援活動

●生きがい活動支援通所事業【生きがい型デイサービス】

老人福祉センター内で実施している「生きがい型デイサービス」は、平成26年度にかけて年々利用者数が減少しておりましたが、平成27年度以降は月に一度イベントを実施する等委託先である社会福祉協議会と連携を強化した結果、平成27年度、平成28年度と利用延べ人数は増加しました。

「生きがい型デイサービス」は、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業において「新・生きがい型デイサービス」として、通所型サービスに位置づけられました。今後も高齢者の社会的な交流の場ともなり、心身機能を維持し、要介護状態にならないためにも有効な事業としての活動が期待されます。

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実施開催回数	230	196	166	156	158
利用延べ人数	1,475	1,073	1,036	1,363	1,524

(3) 施設サービス

●養護老人ホーム

養護老人ホームとして、明和園（35部屋、定員70名）があります。入所者の高齢化に伴い、介護度が重度化していくことが考えられることから、マンパワーの充足により適切な介護が行われるよう留意しています。現在は特定施設入居者生活介護事業所として、希望する入居者に介護サービスを提供しています。

●老人福祉センター

市街地にある老人福祉センターは、新・生きがい型デイサービスの事業展開により健康増進、教養の向上、レクリエーションを実施しながら健康な生活づくりの支援拠点の施設となっています。

●老人福祉寮

市街地の老人福祉寮「やすらぎ荘」（定員6名）は60歳以上の単身者で、住宅事情や家族との同居が困難などの理由で、居宅において日常生活を営むことができない方を対象として、高齢者の心身の健康保持と生活の安定を図っています。

## 第3章 計画策定の基本的な考え方

### 1. 計画の基本的理念

私たちは生きていく限り元気で、生きがいを感じながら暮らしたいと願います。高齢社会においては、価値観が多様化する中で、社会参加活動や学習活動を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められるとともに、社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を習得する機会が必要です。

このため、高齢期を迎えても、一人ひとりの豊富な知識や経験を地域社会に生かすことができる、すなわち誰にでも出番があり、地域社会に必要とされていると実感できる環境づくりとともに、高齢者は支えられる存在だけではなく、互いに助け合い支えあう参加と協働の地域づくりを推進していくことが必要です。

一方、介護が必要な状態になっても、自宅や住み慣れた地域で安心して暮らしたいと願います。このような、高齢者が安心できる暮らしを支援するため、介護保険サービスの充実とともに、在宅医療と介護との連携、多様な主体の協働による地域包括ケアシステムの構築を目指し、着実に推進していく必要があります。

このような状況と、介護保険制度改正の考え方も踏まえ、本計画の理念を、第6期計画の基本理念を踏襲し、ともに支え合う共生型社会の実現を目指し、

**健やかで元気に生き生きと暮らせるまちづくり**

とします。

## 2. 計画の基本的方針

計画の理念を実現するため、次に掲げる8つの方針のもとに、取り組みを進めていきます。

### (1) 高齢者の介護予防（健康づくり）の支援

介護保険制度改正に伴い、本町は平成29年度より総合事業を開始し、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業では従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を制度移行し、要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリスト等により総合事業の対象者と判断された方（以下「総合事業対象者」）に日常生活上の支援を提供する事業で、訪問型サービスと通所型サービス、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

一般介護予防事業では、従来の介護予防事業の取り組みとして、運動機能の向上を図るための運動教室などを実施しています。

一般介護予防事業は参加者には好評であり、繰り返し参加する人も多くなっていますが、参加者が固定されている傾向があります。今後は一般介護予防事業への参加率を高めるため、より参加しやすい事業実施を目指します。

#### 【今後の方向性】

- 介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図ります。
- 介護予防事業への参加率を高めるため、より参加しやすい事業実施を目指します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援サービスについて、独自のサービスの検討を始めます。
- 介護予防や要介護状態の悪化を防止するため、疾病予防や健康の保持を図ります。

ま

#### 【第7期期間中の主な取り組み】

##### ① 一般介護予防事業の推進

高齢者が心身の健康の保持と生活の安定のために自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう、介護予防の普及・啓発を図るとともに、介護予防に資する活動の育成・支援を促進します。高齢者が健康を保持し、主体的に健康づくりに取り組めるよう、それを支援するための環境づくりを推進します。今後も高齢者に広く介護予防事業について周知し、事業内容についてもより参加者の関心を高められる内容とし、事業参加者の増大に向けて取り組みます。



## ② 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業

要支援者や総合事業対象者の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に訪問型サービスや通所型サービスなどが提供されるよう介護予防ケアマネジメントの実施により必要な援助を行います。

### ア 介護予防・生活支援サービス事業

従来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を制度移行し、平成29年4月より開始しました。要介護認定で要支援に認定された方及び基本チェックリスト等により総合事業の対象者と判定された方（以下「総合事業対象者」）に日常生活上の支援を提供する事業です。

#### (1) 訪問型サービス

総合事業対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

#### (2) 通所型サービス

総合事業対象者に対し、機能訓練や集いの場などの日常生活の支援を提供します。

#### (3) 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者から依頼を受けて、介護予防及び日常生活支援を目的とした訪問型サービスや通所型サービス等が対象者の状態に合った適切なサービスとして包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行っています。

また、要支援者に対する予防給付のケアマネジメント（介護予防支援）についても利用者への情報周知を含め、適切な支援を継続して行います。

### イ 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的として実施する事業です。

#### (1) 介護予防普及啓発事業

介護予防を推進するために、基本的な知識の普及啓発や運動、栄養、口腔等にかかる介護予防教室等を開催します。

## (2) 生きがいづくりと社会参加の推進

介護が必要になっても、安心して暮らしていくためには、地域でお互いにかかわり合い、助け合う活動が重要といわれています。また、高齢者の豊富な知識や経験は、ボランティア活動においても貴重な社会資源です。高齢者のボランティア活動による地域支援を組み入れて、もの忘れや認知症、介護問題の枠を超え、誰もが住み慣れた家でいきいきと一生涯を過ごすことができる地域福祉づくりが必要となっています。

老人クラブは、地域の高齢者による身近な活動団体として、会員同志が親睦を深め、知識、経験、技能を生かした文化活動やスポーツ活動などを展開し、また、老人クラブ連合会では軽スポーツの大会を開催するなど、健康づくりや高齢者の交流を推進しています。今後も現行どおり老人クラブの助成を継続し、活発な活動を支援します。

また、平成30年度からは生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）事業が開始されます。この事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、社会福祉協議会、ボランティア、老人クラブ等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として実施されます。

協議体を立ち上げ、地域資源の把握や地域課題について話し合い、多様な主体によるサービスの提供につなげていく取組みを進めていきます。

### 【今後の方向性】

- 身近な社会参加の場である老人クラブや、これらをまとめる老人クラブ連合会に対して継続的な支援を実施します。
- 生きがいと社会参加の促進のため高齢者が自己の能力を開発し、充実した生活を送るために地域や教育機関などと連携し、学習機会の紹介周知を実施します。
- 地域の担い手として、仕事、ボランティアなどの役割を持ち続けるための支援を実施します。

### 【第7期期間中の主な取組み】

#### ① 老人クラブ活動の推進

今後も、会員相互の親睦や、高齢者が自ら得た知識・経験・技術を活かした社会貢献などを行う団体として、老人クラブ活動の活性化を図ります。そのために、社会福祉協議会と連携をとりながら、クラブ間の交流、地域行事への参加などを促進するとともに、活動メニューの研究・開発、老人クラブへの若手会員の加入に向けた取組みなど、活動の活性化を推進します。

## ② 社会参加の促進

高齢者が生きがいを持って、健康で暮らし、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして主体的・積極的に社会参加するなど、様々な形で地域社会に貢献し活躍できるよう高齢者の社会参加を促進します。

### ア 老人クラブ運営費等補助

#### (ア) 老人クラブ連合会補助金

老人クラブ活動が円滑に行われることを目的とし、運営費の一部について補助を行います。

### イ 生活支援体制整備事業

#### (ア) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域のNPO法人、社会福祉協議会、ボランティア、老人クラブ等の事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的として、平成30年度から事業が開始されます。

協議体を立ち上げ、地域資源の把握や地域課題について話し合い、多様な主体によるサービスの提供につなげていく取組みを進めていきます。

### (3) 自立生活への支援の充実

ひとり暮らし高齢者等の増加に伴い、支援を必要とする軽度の高齢者が増える中、生活支援サービスの必要性が高まると見込まれています。

国の掲げる「介護離職ゼロ」に向けて、家族介護者等の介護負担を軽減する支援を行うとともに、高齢者やその家族等がより円滑にサービスを利用できるように、相談、情報提供体制の充実を図ることが必要となります。地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように総合相談窓口において、生活の困りごとや、介護や福祉サービスの利用手続きなどの相談へ対応し、必要に応じて様々な関係機関や事業所、地域の多様な主体との連携を図ってきました。

また、高齢者福祉サービスとして、要介護者等の状態の維持・改善や介護家族等の負担軽減を目的として、適切な介護の知識・技術の習得や介護に関する相談を受けるための介護教室の開催などを実施しています。地域の民間企業との見守りの協定締結により、見守りのネットワークも広がっています。

地域における支え合い体制づくりとして、元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築していく事が求められていることから、相談・支援や権利擁護等の包括的支援事業等の充実に努め、介護をしている家族への支援を行ってまいります。

#### 【今後の方向性】

- 生活支援体制整備事業を推進します。
- 介護をしている家族への支援を行います。
- 相談・支援や権利擁護等の包括的支援事業等の充実に努めます。
- 地域の見守り活動を推進します。

#### 【第7期期間中の主な取り組み】

##### ① 生活支援体制整備事業の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の増加に対応し、見守りや安否確認、買物・調理・掃除などの家事支援といった日常生活上の支援を必要とする高齢者が、地域で安心して暮らしていくために、地域の支え合いの体制づくりを推進していくため、協議体を設置し生活支援コーディネーターを配置します。

##### ② 地域見守り活動の推進

一人暮らしや高齢者世帯の安否確認など、民生児童委員をはじめ地域における見守り活動への支援を行います。また、高齢者見守りネットワーク事業による関係機関の連携強化を図ります。民間事業者と連携し、地域住民による見守りに、事業者の取組を加えた複合的・重層的な見守りの仕組みを構築することにより、高齢者等の安心で安全な生活を目指します。

### ③ 福祉サービスの推進

在宅で生活する高齢者へのきめ細やかなサービスを提供するため、介護保険サービスでは対応できない下記の福祉サービスを提供します。

事業名	事業の概要
配食サービス	ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯のほか、心身に障がいを持っている方などで、食事の調理が困難な家庭に「おかず」を宅配し、併せて安否確認を行います。 週2回、町内のボランティアにより夕食のおかず4品程度を調理します。
除雪サービス事業	冬期間の除排雪の困難な高齢者世帯などに対して、玄関口から公道までの除雪などを行います。

### ④ 在宅高齢者の家族介護支援

家族介護をしている家庭の経済的な負担軽減や、自立促進を目的として、紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋や清拭剤などの介護用品の支給を継続していきます。対象となるのは、在宅で介護を受ける非課税世帯の要介護4、要介護5の高齢者の方です。

### ⑤ 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、相談を受け、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。主に65歳以上の高齢者本人及び家族・近隣住民、地域のネットワーク等からの様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、介護保険サービスにとどまらず、相談内容に合わせ、地域における様々な関係機関と連携し、支援を行います。

### ⑥ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員をはじめ、医療機関や関係機関など、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行います。地域の介護支援専門員の円滑な業務実施を支援していくため、介護支援専門員間や関係機関との連携を支援し、介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう情報提供します。また、随時介護支援専門員の個別相談に対応します。

#### (4) 医療・介護連携の推進

医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において、地域の医療機関、かかりつけ医などの医療関係職種と介護関係職種等との連携の充実が求められています。

増毛町では、個別ケースの検討を実施する地域ケア会議において、関係機関の専門職との連携を図っています。また、地域の医療と介護の専門職や事業所の担当者で構成される既存の会議体への主体的な参加により、在宅医療と介護連携にかかる地域課題の検討、医療施設と介護支援専門員の情報共有ツールの検討、多職種連携研修会の開催などを実施しています。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるよう、医療関係職種と介護関係職種等が連携を推進することが不可欠であります。

今後も既存の会議を活用しながら地域の医療、介護サービス資源を把握し、関係者に対する研修等を通じて医療と介護のネットワークを構築し、効率的・効果的なサービスの提供に努め、在宅医療・介護連携の推進を図ります。

また、平成30年度からは在宅介護・医療連携推進事業が開始されます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域において生活が続けられるためには、医療関係職種と介護関係職種等が連携を推進することが必要であることから、地域の医療、介護サービス資源を把握し、関係者に対する研修等を通じて医療と介護のネットワークを構築し、きめ細やかなサービスの提供に努めます。

##### 【今後の方向性】

- 医療と介護の連携の推進を図ります。
- 地域ケア会議等で多職種との連携を強化しネットワークを構築します。

##### 【第7期期間中の主な取り組み】

###### ① 在宅医療・介護連携推進事業の推進

平成30年度から既存の会議体の活用等により、医療と介護連携にかかる地域課題の検討、医療施設と介護支援専門員の情報共有ツールの検討、多職種連携研修会の開催などについて取り組みを行い、医療と介護の連携を推進していきます。

###### ② 地域ケア会議の充実

地域の医療・介護等の多職種が協働して、個別ケースや日常生活圏域レベルの課題を共有し、高齢者が地域で生活しやすい環境の整備を図るとともに、医療と介護の関係者間における連携・情報共有を図るためのネットワークを強化します。

## (5) 認知症本人とその家族のサポート体制の整備

厚生労働省が平成27年1月に発表したわが国の認知症高齢者の数は、平成24年で462万人と推計されており、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれており、高齢化の進展に伴い認知症高齢者は今後も増加すると予測されています。

増毛町においては、認知症予防の介護予防教室、認知症サポーター養成講座により、地域における認知症の人の見守り体制の構築と認知症に関する知識の普及啓発、認知症者の個別支援を多職種で検討するための地域ケア会議などについて実施してきました。

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援を行うことで、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制を構築します。

認知症の方やその家族の地域生活を支援するために、認知症に関する知識を広く普及啓発し、認知症の方やその家族を地域全体で受容できる環境づくりに努めます。

### 【今後の方向性】

- 認知症への対応を行う体制と仕組みを整備していきます。
- 認知症の正しい知識について普及・啓発を継続していきます。
- 認知症の人や家族を地域で支えるためのネットワークの構築を推進します。

### 【第7期期間中の主な取り組み】

#### ① 認知症の早期発見・早期診断

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

#### ② 認知症高齢者やその家族等をサポートする仕組みの充実

認知症地域支援推進員を中心に、医療・介護・保健・福祉のネットワークの充実を図り、認知症の人や家族への支援がスムーズに行える体制づくりを推進していきます。

#### ア 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を平成30年4月から配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

#### ③ 認知症サポーター養成講座の開催

地域や職域において、認知症の人とその家族を支える、認知症サポーターの養成を継続していきます。

## (6) 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

高齢者が支援や介護を要する状態になっても、ひとりの人間として誇りを持ち、適切なサービスを選択して、自分らしく安心した生活ができるように支援することが重要です。増毛町では、成年後見制度の利用支援や、高齢者虐待防止対応マニュアルによる高齢者虐待への対応などの権利擁護事業を進めてまいりました。また、地域における関係者で構成する高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、連携して町民相談へ対応しています。

高齢化の進行による一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、高齢者の財産をめぐるトラブルや高齢虐待、悪質な訪問販売や詐欺等の消費者被害の問題など、高齢者の権利に係る問題が全国的に深刻化しています。

今後もさらなる高齢化の進行により、一人暮らしや認知症等のために権利擁護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関が連携してこれらの権利擁護対策を進める必要があります。

今後も地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。

### 【今後の方向性】

- 成年後見制度、権利擁護事業の周知及び利用促進を継続します。
- 高齢者に対する虐待の防止やその早期発見への対応を強化します。

### 【第7期期間中の主な取り組み】

#### ① 成年後見制度、権利擁護事業の普及・啓発の推進

成年後見制度、権利擁護事業の普及・啓発を行うとともに、利用の促進の取り組みを継続します。成年後見制度の利用申し立てを行う親族がいない重度の認知症高齢者等を対象として、町長による申し立て支援を必要に応じて行います。

#### ② 高齢者虐待の防止及び早期発見

地域包括支援センターを中心として、各関係機関で構成された虐待防止ネットワークを活用し、高齢者虐待の未然防止を図るとともに、通報の際には対応を迅速に行える体制の拡充を図ります。施設における身体拘束の廃止に向けた取り組みの徹底、その他権利擁護のために必要な支援に努めます。



## (7) 介護保険施設等の整備や住まいの充実

地域包括ケアシステム構築には、生活に必要な住まいが整備され、かつ本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保されていることが大切な基盤となります。

高齢者が多様なニーズや個々の身体状況に対応した住まいが選択できるよう、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの住まいに関する様々な情報提供を行っていきます。

また、養護老人ホーム、特別養護老人ホームにおいて慢性的な介護員不足が続いていることにより定員数の減少が検討されている状況から、空床部分の有効活用を図ることが難しい現状となっております。施設整備の必要性については、入所申込者の状況等の把握により検討を行っていきます。

### 【今後の方向性】

- 自宅での生活を継続できるよう適切な介護サービス提供に向け、介護保険サービスの充実を図ります。
- 施設整備の必要性については、入所申込者の状況等の把握により検討を行っていきます。
- 家族介護者の負担軽減につながるサービスを充実します。
- 要介護・要支援認定を受けている人に対し、住宅改修を行うことで住み慣れた自宅で安心して生活ができるように支援を行います。

## (8) 福祉・介護人材の確保と育成

高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで自分らしく暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に最も重要な基盤である介護人材の確保は大きな課題となっています。介護保険制度においては、介護人材確保のために、平成21年度介護報酬改定以降、介護人材の処遇改善の加算を設けるなどの取組を行ってきました。現在、国においては、一億総活躍社会の実現のため「介護離職ゼロ」を掲げ、介護施設等の整備と併せ、必要な人材の確保についても、就業促進や離職の防止、生産性の向上などを総合的に取り組んでいます。

増毛町においても、少子高齢化が進行し介護人材は充足されているとはいえない状況であることから、平成30年度より介護福祉士を目指す方を対象とし、養成施設を卒業した後、3ヶ月以内に増毛町内の介護保険施設等に就職し、借り受け年数の2倍の期間を従事した場合は貸付金の償還が全額免除される「増毛町介護従事者養成修学資金貸付金」制度が開始されます。

生活支援体制整備事業においては、生活支援コーディネーターを中心に、高齢者の日常生活の負担を少しでも軽くし、自宅で安心して暮らせるよう高齢者と地域の人の参加による地域の支え合い活動の仕組みづくりを推進します。生涯現役を目指す高齢者の高まる就労志向や労働力人口の不足に対応するため、高齢者が豊富な知識と経験をいかして地域で役割を持ち活動することを支援するための仕組みづくりも課題となっています。

### 【今後の方向性】

- 介護職の処遇改善加算等制度上の情報提供・周知を徹底します。
- 介護職についての理解を深め、興味を促す取り組みの充実を図ります。
- 生活支援体制整備事業との連携により、地域の人材発掘を推進します。
- 介護職の人材確保の必要性について地域における周知、啓発を図ります。

### 【第7期期間中の主な取り組み】

#### ① 増毛町介護従事者養成修学資金貸付金制度

介護福祉士を目指す方を対象とし、養成施設を卒業した後、3ヶ月以内に増毛町内の介護保険施設等に就職し、借り受け年数の2倍の期間を従事した場合は貸付金の償還が全額免除される制度が平成30年4月より開始されます。

## 第4章 介護保険制度運営の適正化

### 1. 介護給付適正化事業の推進

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）による介護保険法の一部改正があり、介護給付等に要する費用に関して、取り組むべき施策に関する事項やその目標を定めることになりました。

要介護認定者が、必要なサービスを受けられる環境を維持しつつ、持続的な介護保険運営の実施のため、サービスの適正利用の促進等に取り組み、介護給付の適正化を推進します。

介護保険事業の健全かつ円滑な事業運営を図るため、北海道と保険者が一体となって適正化について実施するもの主要5事業のうち、要介護認定の適正化、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検について取り組んできました。

### 2. 介護給付適正化事業

#### （1）要介護認定の適正化

要介護認定の新規及び変更申請における介護保険認定調査については、直営の訪問調査員により実施し、更新申請については一部を社会福祉法人並びに居宅介護支援事業所へ依頼をしております。調査内容についての事後点検を実施することにより、適正かつ公正な要介護認定の確保を図ります。

目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全件点検する	100%	100%	100%

#### （2）ケアプランの点検

介護支援専門員の作成したケアプラン（居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画）の内容について分析し、点検、支援をすることにより、受給者が真に必要なサービスの確保、その状態に適合していないサービス提供の改善をします。

目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
毎年実施する	100%	100%	100%

#### （3）住宅改修等の点検

住宅改修の実施について、事前申請により工事内容等を点検し、施工後の訪問、完成写真の確認により適切な住宅改修が行われているか確認しております。また、福祉用具購入・貸与の調査についても、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を行い、福祉用具の必要性、利用状況を確認し、適切な福祉用具の購入・貸与が行われているか確認しております。

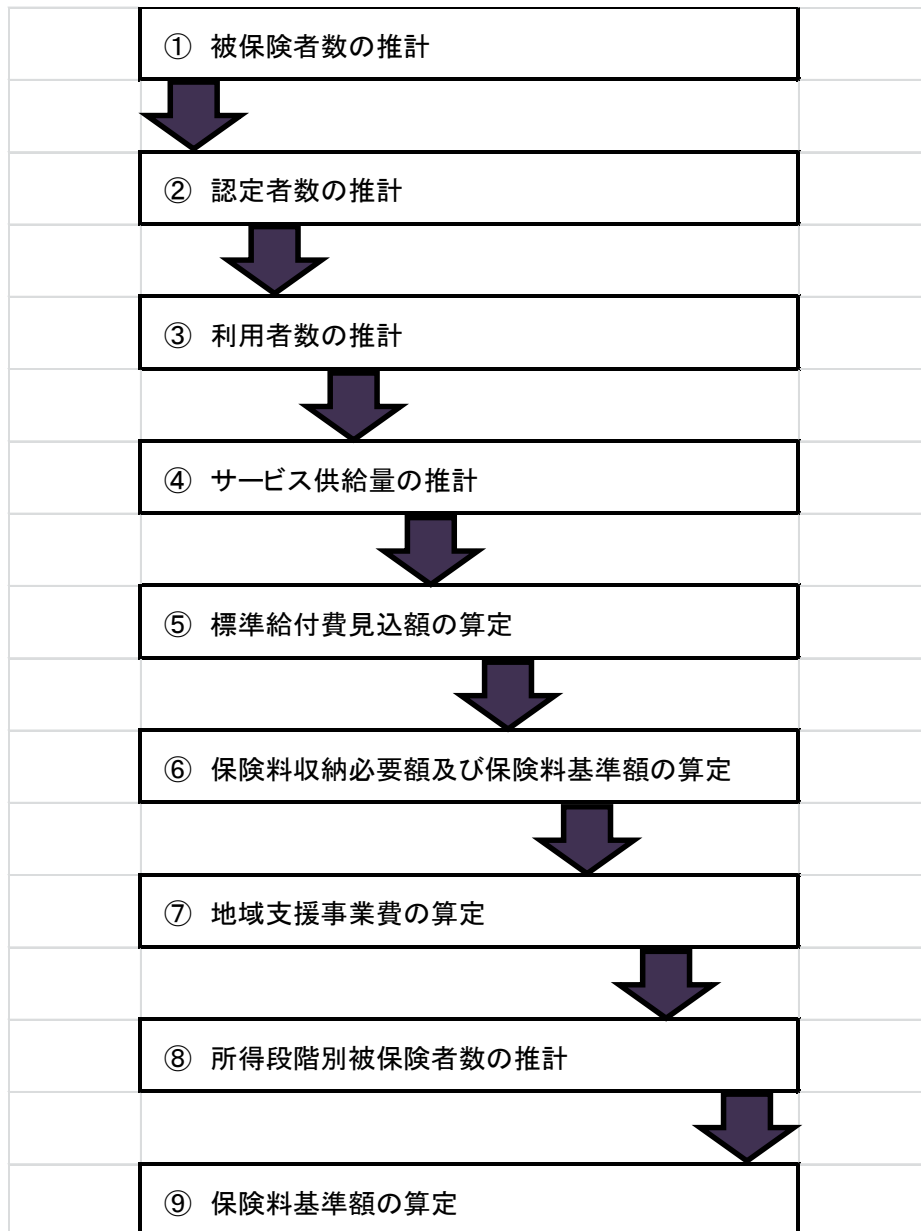
目標値の内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度
全件確認する	100%	100%	100%

#### (4) 医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険連合会へ委託し、受給者の健康保険（国民健康保険、後期高齢者医療）の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数、提供されたサービスの整合性を点検し、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。また、受給者の複数月のまたがる介護報酬の支払状況を確認、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検により早期に過誤を発見し適切な処置をします。

## 第5章 介護保険事業の見込み

### 1. 保険料算定の流れ



## 2. 将来推計

### (1) 被保険者数の推計

住民基本台帳人口（各年 9 月 30 日現在）に住所地特例者を勘案し、増毛町人口ビジョン（平成 28 年 1 月策定）の数値に基づき、平成 30 年～平成 42 年までの被保険者数について推計を行いました。

介護保険対象年齢の人口は次の表のように見込まれます。

●被保険者数の実績値と推計値								(単位:人)
区 分	実 績 値			推 計 値				
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	平成 42年度
40歳未満	1,224	1,152	1,089	1,083	1,092	1,106	1,046	1,004
40～64歳	1,485	1,428	1,351	1,304	1,260	1,215	1,112	980
65～69歳	441	481	482	464	451	437	337	276
70～74歳	394	368	362	357	351	344	253	212
75～79歳	338	331	335	333	327	319	334	320
80～84歳	370	359	317	318	315	311	316	306
85歳以上	445	455	464	452	445	435	411	408
65歳以上合計	1,988	1,994	1,960	1,924	1,889	1,846	1,651	1,522
40歳以上合計	3,473	3,422	3,311	3,228	3,149	3,061	2,763	2,502
総人口	4,697	4,574	4,400	4,311	4,241	4,167	3,809	3,506

(2) 認定者数の推計

平成27年～29年の対象年齢人口に対する認定者の割合を基に推計しました。

●要介護(要支援)認定者の推計		(単位:人)							
区分	合計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
平成 30 年度	第1号被保険者	461	35	45	122	104	63	54	38
	65～69歳	21	1	1	10	2	3	2	2
	70～74歳	33	5	5	11	0	9	2	1
	75～79歳	59	5	10	21	7	7	5	4
	80～84歳	88	6	10	19	28	15	8	2
	85～89歳	136	12	12	43	30	13	11	15
	90歳以上	124	6	7	18	37	16	26	14
	第2号被保険者	16	2	3	2	2	3	2	2
総数	477	37	48	124	106	66	56	40	
平成 31 年度	第1号被保険者	465	32	45	121	101	62	63	41
	65～69歳	28	2	2	11	3	3	5	2
	70～74歳	39	5	5	11	2	9	5	2
	75～79歳	61	4	10	21	8	7	6	5
	80～84歳	88	5	10	19	27	15	9	3
	85～89歳	127	10	11	41	25	13	12	15
	90歳以上	122	6	7	18	36	15	26	14
	第2号被保険者	21	3	4	2	3	4	3	2
総数	486	35	49	123	104	66	66	43	
平成 32 年度	第1号被保険者	476	33	46	117	112	64	61	43
	65～69歳	29	3	2	10	112	64	61	43
	70～74歳	41	5	5	11	4	9	5	2
	75～79歳	65	3	10	21	10	9	7	5
	80～84歳	88	5	10	18	28	15	9	3
	85～89歳	136	11	12	41	32	13	12	15
	90歳以上	117	6	7	16	34	15	23	16
	第2号被保険者	23	4	4	2	4	4	3	2
総数	499	37	50	119	116	68	64	45	

区 分		合 計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成 37 年度	第1号被保険者	423	27	50	99	105	36	64	42
	65～69歳	26	2	1	9	8	0	2	4
	70～74歳	39	5	9	16	0	7	2	0
	75～79歳	77	5	9	31	10	2	10	10
	80～84歳	81	4	8	4	39	15	11	0
	85～89歳	108	7	11	36	20	8	9	17
	90歳以上	92	4	12	3	28	4	30	11
	第2号被保険者	23	4	4	2	4	4	3	2
総 数	446	31	54	101	109	40	67	44	



### 3. 介護保険事業の見込み

#### (1) サービス利用者数の推計

##### 1) 施設・居住系サービス利用者数の推計

平成27～29年度の施設・居住系サービスの利用実績を基に、各サービス別の利用者数の伸びから推計しました。

区 分	(単位:人)			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
●居宅サービス	45	44	45	45
特定施設入居者生活介護	45	44	45	45
●地域密着型サービス	16	17	18	52
認知症対応型共同生活介護	16	17	18	18
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	11
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	23
●介護保険施設サービス	72	72	72	60
介護老人福祉施設	42	40	42	25
介護老人保健施設	30	32	30	35
介護療養型医療施設	0	0	0	0
合 計	133	133	135	157

##### 2) 居宅サービス等利用者数の推計（施設・居住系サービスを除く）

推計された認定者数から施設・居住系サービスの利用者数を減算し、居宅サービス等の利用者数を推計しました。

区 分	(単位:人)			
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
要支援 1	35	33	36	30
要支援 2	39	42	41	45
要介護 1	122	108	110	70
要介護 2	72	71	82	74
要介護 3	41	41	43	25
要介護 4	25	35	32	43
要介護 5	21	24	27	25
要支援総数	74	75	77	75
要介護総数	281	279	294	237
総 数	355	354	371	312

## 4. サービス供給量の推計

### (1) 各サービスの実績と見込み

#### 1) 居宅サービスの実績と見込み

##### ① 訪問介護（ホームヘルプ）

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。

訪問介護の利用者数は増加する見通しですが、介護予防訪問介護は平成 29 年度から地域支援事業へ移行したため、平成 29 年度からの利用者はございません。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 訪問介護	168	168	/	/	/	/	/
訪問介護	1,836	1,824	1,668	1,764	1,872	2,016	1,644

##### ② 訪問入浴介護

看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。

介護予防訪問入浴介護は今後も利用者無しと見込んでいます。訪問入浴介護の利用者数は平成 29 年度見込み程度で推移する見通しです。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	60	48	60	60	60	60	60

③ 訪問看護

看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

介護予防訪問看護の利用者数は今年度一時的に増加しておりますが、平成30年度以降は平成29年度見込の半数程度で推移する見込みです。訪問看護の利用者数は平成29年度見込み程度で推移する見通しです。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問看護	24	36	84	48	48	48	48
訪問看護	156	204	264	264	264	264	288

④ 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

介護予防訪問リハビリテーションは今後も利用者無しと見込んでいます。訪問リハビリテーションの利用者は、平成29年度見込み程度で推移する見通しです。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	24	12	12	12	12	12	12

⑤ 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師、栄養士などが医療機関への通院が難しい利用者の自宅に訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。利用者の健康状態を把握することができ、介護の仕方の指導を受けることもできるので、家族にとっても役に立つサービスです。

介護予防居宅療養管理指導は第6期期間の平均程度で推移すると見込んでいますが、居宅療養管理指導の利用者数は今後増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実績		見込み	推計			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防居宅療養管理指導	24	36	12	24	24	24	24
居宅療養管理指導	240	312	228	228	228	276	264

⑥ 通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

介護予防通所介護は、平成 29 年度から地域支援事業へ移行したため、平成 29 年度以降の利用者はありません。通所介護の利用者数は今後も増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 通所介護	180	120					
通所介護	804	780	864	828	864	936	708

⑦ 通所リハビリテーション

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

介護予防通所リハビリテーションは横ばいで、通所リハビリテーションともに利用者数は若干減少すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防通所 リハビリテーション	12	12	36	24	24	24	24
通所 リハビリテーション	192	168	168	144	156	156	156

⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所生活介護は今後も利用者無しと見込んでいますが、短期入所生活介護の利用者数は平成29年度の半数程度で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0	0	0
短期入所生活介護	72	72	48	24	24	24	24

⑨ 短期入所療養介護

医療機関や介護老人保健施設などが、常に療養が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防短期入所療養介護、短期入所療養介護ともに平成29年度は実績が無く、第7期期間については利用者無しと見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護	12	12	0	0	0	0	0

⑩ 福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等をふまえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

介護予防福祉用具貸与は平成29年度見込み程度で推移し、福祉用具貸与は利用者は減少すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防福祉用具貸与	132	144	168	180	168	156	168
福祉用具貸与	972	1,080	1,236	1,068	1,092	1,008	972

⑪ 特定福祉用具購入費

福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します（限度額は1年に10万円まで）。

従来は利用者がいったん全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻される「償還払い」で運用しておりましたが、平成25年度からは、利用者は個人負担分のみを支払い、個人負担分以外の費用は役場から販売事業所へ支払う「委任払い」制度も運用を開始し、「償還払い」「委任払い」を選択できることとなりました。

介護予防特定福祉用具購入費、特定福祉用具購入費ともに、利用者は横ばいで推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計							位:延べ人数/年)	
	実 績		見込み 平成 29年度	推 計				
	平成 27年度	平成 28年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	
介護予防特定 福祉用具購入費	12	12	12	12	12	12	0	
特定福祉用具 購入費	24	24	12	24	24	24	24	

⑫ 住宅改修費

自宅で介護を受けるために必要な住居の改修については、定められた6種類の工事について介護保険が適用されます。1つの家屋につき20万円までは費用の個人負担分のみで改修を行うことができます。

従来は利用者がいったん全額を支払った後、個人負担分以外の費用が介護保険から払い戻される「償還払い」で運用しておりましたが、平成25年度からは、利用者は個人負担分のみを支払い、個人負担分以外の費用は役場から販売事業所へ支払う「委任払い」制度も運用を開始し、「償還払い」「委任払い」を選択できることとなりました。

介護予防住宅改修費の利用者は横ばいで推移し、住宅改修費の利用者は増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計							位:延べ人数/年)	
	実 績		見込み 平成 29年度	推 計				
	平成 27年度	平成 28年度		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度	
介護予防 住宅改修費	12	0	12	12	12	12	12	
住宅改修費	24	12	12	36	36	36	36	

⑬ 介護予防支援・居宅介護支援

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

要支援認定者を対象とした介護予防支援は平成29年度見込みより増加を見込み、要介護認定者を対象とした居宅介護支援は平成29年度見込みより若干減少で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防支援	428	467	468	600	600	600	660
居宅介護支援	2,340	2,388	2,472	2,292	2,232	2,256	2,256

⑭ 特定施設入居者生活介護

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

介護予防特定施設入居者生活介護は平成29年度見込みより増加を見込み、特定施設入居者生活介護は平成29年度見込みより若干増加で推移すると見込んでおります。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防特定 施設入居者 生活介護	60	72	84	132	108	120	120
特定施設入居者 生活介護	372	408	372	408	420	420	420

## 2) 地域密着型サービスの実績と見込み

### ① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時対応を行うことで、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活24時間支えるサービスを提供します。町内では施設を整備しておりませんが、町外の利用者数が平成29年度見込み程度で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
定期巡回・随時 対応型訪問介護 看護	0	24	12	12	12	12	12

### ② 認知症対応型通所介護

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスで、認知症の利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターやグループホームなど）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰り提供します。認知症対応型通所介護の利用者は、平成29年度見込み程度で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 認知症対応型 通所介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 通所介護	0	12	12	12	12	12	12

### ③ 小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。小規模多機能型居宅介護は町内では施設を整備しておりませんが、町外施設の利用者が増加すると見込んでいます。

●利用実績及び推計	(単位:延べ人数/年)						
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防小規模 多機能型居宅介 護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型 居宅介護	0	0	12	24	48	60	72



④ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者がグループホームに入居し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などのサービスを受けます。

グループホームでは、1つの共同生活住居に少人数の利用者が介護スタッフとともに共同生活を送ります。

第6期計画期間内に1事業所が閉鎖し、現在1事業所となりました。利用者は平成29年度見込み程度で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)			
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護予防 認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型 共同生活介護	228	264	228	192	204	216	216

⑤ 地域密着型通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあります。

地域密着型通所介護は、定員18名以下の通所介護事業所が平成28年4月1日より地域密着型通所介護へ移行し、利用者数は増加と見込んでいます。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)			
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
地域密着型通所 介護	0	84	72	96	96	84	108

### 3) 施設サービスの実績と見込み

#### ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。第7期計画期間の利用者は横ばいで推移すると見込んでいますが、第8期計画期間には町内の特別養護老人ホームの定員減が検討されていることから、平成37年度には減少を見込んでおります。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)			
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護 老人福祉施設	468	492	480	504	480	504	300

#### ② 介護老人保健施設

在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。第7期計画期間の利用者は増加すると見込んでいますが、第8期計画期間には町内の特別養護老人ホームの定員減が検討されていることから、平成37年度にはさらに増加を見込んでおります。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)			
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護 老人保健施設	300	288	300	360	384	360	420

#### ③ 介護医療院（介護療養型医療施設を含む）

日常的な医学管理が必要な重介護者や、看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として平成30年4月より介護医療院を創設します。介護療養型医療施設の転換について、平成35年度まで延長されたことから、平成37年度において利用者数を見込んでいます。長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

●利用実績及び推計				(単位:延べ人数/年)			
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護医療院 (介護療養型医 療施設)							12

④ 介護療養型医療施設

長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。平成29年度法改正に伴い、現行の介護療養病床の経過措置期間について6年間延長したため、利用者数は平成29年度見込み水準で推移すると見込んでいます。

●利用実績及び推計			(単位:延べ人数/年)				
	実 績		見込み	推 計			
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
介護療養型医療 施設	24	48	24	24	24	24	

(2) サービス見込み量と給付費の推計

●サービスの見込み量【予防給付分】		(給付費は年間合計額(単位:千円)、人数・回数は月平均)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>					
介護予防訪問介護	給付費				
	人数				
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	1,279	1,266	1,250	1,250
	回数	26	25	24	24
	人数	4	4	4	4
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防 在宅療養管理指導	給付費	98	98	98	98
	人数	2	2	2	2
介護予防 通所介護	給付費				
	人数				
介護予防 通所リハビリテーション	給付費	452	452	452	452
	人数	2	2	2	2
介護予防 短期入所生活介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防 短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防 福祉用具貸与	給付費	729	656	629	566
	人数	15	14	13	14
介護予防 特定福祉用具購入費	給付費	233	233	233	0
	人数	1	1	1	0
介護予防 住宅改修	給付費	984	984	984	984
	人数	1	1	1	1
介護予防 特定施設入居者生活介護	給付費	10,575	8,533	9,894	9,894
	人数	11	9	10	10
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>					
介護予防 認知症対応型共同生活介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	給付費	2,479	2,756	2,756	3,033
	人数	45	50	50	55
<b>介護予防サービス総給付費(小計)</b>		<b>16,829</b>	<b>14,978</b>	<b>16,296</b>	<b>16,277</b>

●サービスの見込み量【介護給付分】		(給付費は年間合計額(単位:千円)、人数・回数は月平均)			
		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
<b>(1) 居宅サービス</b>					
訪問介護	給付費	173,338	184,881	199,528	154,879
	回数	4,219	4,564	4,951	3,725
	人数	147	156	168	137
訪問入浴介護	給付費	1,740	1,015	1,291	1,291
	回数	12	7	9	9
	人数	5	4	5	5
訪問看護	給付費	8,992	8,702	8,847	9,951
	回数	127	129	121	135
	人数	21	22	22	24
訪問リハビリテーション	給付費	245	121	121	121
	回数	7	4	4	4
	人数	1	1	1	1
居宅療養管理指導	給付費	1,885	1,885	2,284	2,186
	人数	19	19	23	22
通所介護	給付費	45,465	46,202	47,089	36,632
	回数	603	613	631	454
	人数	69	72	78	59
通所リハビリテーション	給付費	5,360	5,926	6,149	6,149
	回数	86	96	100	100
	人数	12	13	13	13
短期入所生活介護	給付費	2,704	2,625	2,536	2,536
	日数	30	29	28	28
	人数	0	0	0	0
短期入所療養介護	給付費	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費	9,012	9,633	8,876	9,145
	人数	89	91	84	81
特定福祉用具購入費	給付費	1,638	1,638	1,638	1,638
	人数	2	2	2	2
住宅改修費	給付費	3,302	3,302	3,302	3,302
	人数	3	3	3	3
特定施設入居者生活介護	給付費	64,678	66,887	66,887	66,887
	人数	34	35	35	35

		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 37年度
<b>(2)地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費	755	755	755	755
	人数	1	1	1	1
認知症対応型通所介護	給付費	0	0	0	0
	人数	0	20	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費	2,866	2,868	4,301	4,301
	人数	2	4	5	6
認知症対応型共同生活介護	給付費	48,438	51,445	54,068	54,068
	人数	16	17	18	18
地域密着型通所介護	給付費	5,452	6,491	5,916	6,345
	回数	72	86	79	83
	人数	8	8	7	9
<b>(3)施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	給付費	105,339	99,851	105,386	62,185
	人数	42	40	42	25
介護老人保健施設	給付費	85,162	92,372	85,200	74,228
	人数	30	32	30	35
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
介護療養型医療施設	給付費	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0
<b>(4)居宅介護支援</b>	給付費	27,427	26,674	27,101	27,101
	人数	191	186	188	188
<b>介護サービス総給付費(小計)</b>		<b>593,798</b>	<b>613,273</b>	<b>631,275</b>	<b>543,700</b>

## 5. 保険料の推計

### (1) 標準給付費の見込み額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付額を計算します。

平成30年度からの制度改正による利用者負担の見直しによる影響を加味し、総給付費はサービス別に推計された費用を補正しました。

また、総給付費以外の項目は過去の実績からの伸びを基に推計しています。

●標準給付費見込額の算定				(単位:千円)	
	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合 計	平成 37年度
	<b>標 準 給 付 費</b>	657,084	675,556		
総 給 付 費 ※	612,769	628,479	645,248	1,886,496	579,384
特定入所者 介護サービス費等給付額	28,237	30,335	32,589	91,161	34,870
高額介護 サービス費等給付額	12,271	12,683	13,110	38,064	13,503
高額医療合算 介護サービス費等給付額	3,196	3,434	3,690	10,320	3,948
算定対象審査支払手数料	611	625	639	1,875	654
※総給付費:利用者負担の見直し及び補足給付費の見直しを考慮した費用					

## (2) 地域支援事業費の見込み額

平成29年度より開始となった新しい介護予防・日常生活支援総合事業及び平成30年度より開始される新しい社会保障充実分事業を包括的支援事業・任意事業費に係る費用について加味して推計しています。

●地域支援事業費見込額の算定				(単位:千円)	
	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	合 計	平成 37年度
<b>地 域 支 援 事 業 費</b>	24,858	25,441	26,065	76,364	27,068
介護予防・日常生活支援総合事業費	11,216	11,789	12,393	35,398	13,012
包括的支援事業・任意事業費	13,642	13,652	13,672	40,966	14,056

## (3) 保険料収納必要額の推計

介護保険事業に必要な事業費を基に、第1号被保険者の負担割合や調整交付金などを考慮して、保険料の収納必要額を算出した結果は以下の通りです。

●保険料収納必要額の算定			(単位:千円)	
項 目			平成 30~32年度	平成37年度
事 業 費	標準給付費見込額	①	2,027,919	632,361
	地域支援事業費	②	76,366	27,069
	事業費合計(①+②)	③	2,104,285	659,430
保 険 料 収 納 必 要 額	第1号被保険者負担割合	④	23%	25%
	第1号被保険者負担分相当額 (③×④)	⑤	483,986	164,858
	調整交付金相当額	⑥	103,165	32,268
	調整交付金見込交付割合(H)	⑦	10.32% (3ヶ年平均)	11.04%
	調整交付金見込額 (①×⑦)	⑧	212,934	71,249
	財政安定化基金償還金	⑨	0	0
	保険料収納必要額 (⑤+⑥-⑧+⑨)		374,217	125,877



#### (4) 所得段階別被保険者数の推計

第1号被保険者の保険料段階は第6期計画と同様に9段階となります。各段階における将来の被保険者数を推計した結果は以下のとおりとなります。

●第1号被保険者の所得段階別被保険者数の推計値					
	所得段階別被保険者数(人)				基準額に対する割合
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
第1段階	481	472	462	418	0.50
第2段階	308	302	295	267	0.75
第3段階	231	227	222	200	0.75
第4段階	192	189	185	167	0.90
第5段階	212	208	203	184	1.00
第6段階	212	208	203	184	1.20
第7段階	154	151	148	134	1.30
第8段階	77	76	74	67	1.50
第9段階	58	57	55	49	1.70
合計	1,924	1,889	1,846	1,670	
補正後被保険者数※	1,698	1,668	1,629	1,472	

※補正後被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に基準額に対する割合を乗じて算出します。

#### (5) 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後被保険者数から、保険料の基準額を求めます。その結果、第7期の保険料基準額は**6,291**円となり、第6期の保険料基準額5,300円と比べ**118.7%**増額となります。

●保険料基準額の算定				
項目		平成30～32年度	平成37年度	
保険料必要収納額	①	374,217 千円	125,877	千円
予定保険料収納率	②	99.4 %	99.4	%
被保険者数 (所得段階別加入割合補正後)	③	4,995 人	1,472	人
保険料【年額】 ①÷②÷③	④	75,500 円	86,100	円
保険料【月額】 ④÷12		6,291 円	7,171	円

※保険料は端数調整をしています。

(6) 所得段階別保険料

●所得段階別保険料(平成30年～平成32年)					
保険料段階	本人の年金収入額等	課税区分	基準額に対する割合	月額	年額
第1段階	生活保護、または 老齢福祉年金受給者、または 本人年金収入額が80万円以下	家族全員 非課税	0.50	3,150	37,800
			0.45	(2,833)	(34,000)
			0.30	(1,891)	(22,700)
第2段階	本人年金収入額が80万円超、 120万円以下	家族全員 非課税	0.75	4,725	56,700
			0.50	(3,150)	(37,800)
第3段階	本人年金収入額が120万円超	家族全員 非課税	0.75	4,725	56,700
			0.70	(4,408)	(52,900)
第4段階	本人年金収入額が80万円以下	本人 非課税	0.90	5,666	68,000
第5段階 (基準額)	本人年金収入額が80万円超	本人 非課税	1.00	6,291	75,500
第6段階	基準所得金額が120万円未満	本人 課税	1.20	7,550	90,600
第7段階	基準所得金額が120万円以上、 200万円未満	本人 課税	1.30	8,183	98,200
第8段階	基準所得金額が200万円以上、 300万円未満	本人 課税	1.50	9,441	113,300
第9段階	基準所得金額が300万円以上	本人 課税	1.70	10,700	128,400

※ 低所得者負担の軽減という観点から、保険料に別枠で公費負担を投入する制度が設けられており、第1段階から第3段階までの被保険者については、保険料が軽減される予定となっています。

なお、平成30年度と31年度は、第1段階の基準額に対する割合を0.45とする予定です。平成32年度は、第1段階の基準額に対する割合を0.30、第2段階を0.50、第3段階を0.70とする予定です。

※ 負担割合の軽減幅の上限値は、政令で後日示される予定です。

## 第6章 計画の推進に向けて

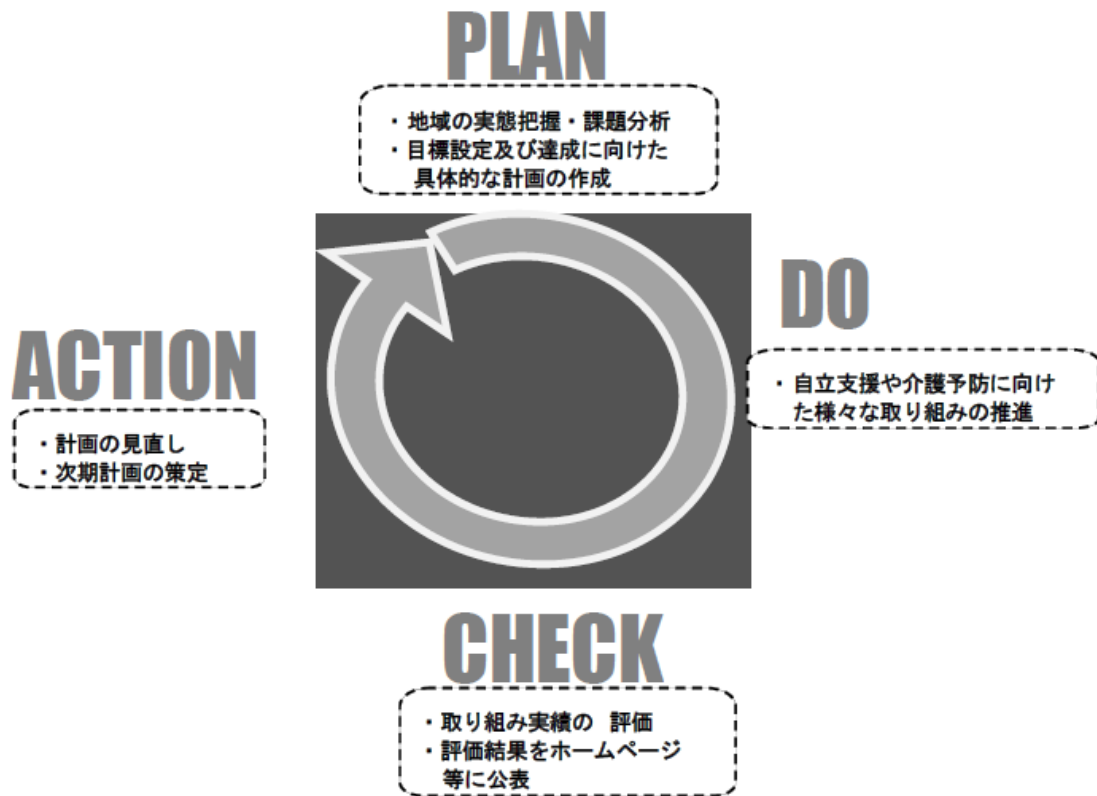
### 1.計画の推進方策

本計画を推進するにあたり、庁内の関係各課が連携し、情報の共有化を図り、横断的に施策の展開を図ることはもとより、高齢者を含めた幅広い住民の地域社会への参画を促進するとともに、地域社会における相互扶助その他の機能が活性化するように、各団体等との協力体制の構築を図ります。

また、地域の様々な問題を解決していくうえで、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で高齢者を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていくとともに、介護予防事業などを活用し、これらによって養成された人々の自主組織化の促進や活動の場の確保につながる施策の展開を図っていきます。

## 2.計画の進行管理

本計画の進行管理については、その実施状況の把握や評価点検等を行い、計画全体の進行管理を図ります。



### 3.指標の設定について

第7期計画においては、個々の施策・事業に活動目標を設定していますが、そうした取組を通じて実現する、第7期計画全体の指標を次のとおり設定します。

この指標は、健康づくりや介護予防、給付適正化の取組の成果指標といえるものです。

#### 【第7期計画全体に掲げる成果指標】

No	指標	現状値 (平成28年度末)	目標 (平成32年度)
01	65歳以上～75才未満の高齢者のうち、要支援1以上の認定を受けている高齢者の割合	5.0%	5.0%以下
02	75歳以上～85才未満の高齢者のうち、要支援1以上の認定を受けている高齢者の割合	21.8%	21.0%以下
03	新・生きがい型デイサービス参加延べ人数	1,524人	維持～増加

第7期計画の進捗の検証材料として、各活動目標とこの成果指標を毎年管理することとします。

増毛町 第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画

【平成30年度～平成32年度】  
平成30年3月発行

---

発行 増 毛 町

編集 福 祉 厚 生 課 ・

地域包括支援センター

〒077-0292 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目34番地  
保健センター「健康一番館」  
TEL：0164-53-3111  
FAX：0164-53-2224  
E-mail：fukusi@town.mashike.hokkaido.jp  
URL：http://www.town.mashike.hokkaido.jp/